

○公立大学法人釧路公立大学職員給与規程

令和5年4月1日

法人規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人釧路公立大学職員就業規則（令和5年法人規則第1号。以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、公立大学法人釧路公立大学（以下「法人」という。）の職員の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、釧路市職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第65条。以下「条例」という。）及び釧路市の給与に関する規則の規定を準用する。

(法令等との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他関係法令および労使協定の定めるところによるものとする。

(給料)

第3条 給料は、公立大学法人釧路公立大学の勤務時間等に関する規程（令和5年法人規程第36号。以下「勤務時間等規程」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める各手当を除いたものとする。

(給料表及び職務の級)

第4条 給料表の種類は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件を考慮し、給料表に定める級及び号棒により決定する。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、その適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 一般職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

3 前項第2号の給料表の適用を受ける職員は、釧路公立大学学則（令和5年大学規則第1号）第5条第1項に掲げる職員のうち教授、准教授、講師の職にある者とする。

4 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

(給料決定の基準等)

- 第5条 職員の職務の級は、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。
 - 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号棒は、理事長が別に定める基準に従い決定する。
 - 4 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
 - 5 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号級数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものまたは教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあっては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
 - 6 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
 - 7 理事長は、職員の給料について、特に必要があると認めるとときは、号棒の調整を行うことができる。
 - 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号棒を超えて行うことができない。
 - 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
 - 10 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
- （給料の計算期間）
- 第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日からその月の末日までとする。
- （給料の支給日）
- 第7条 給料は、毎月21日にこれを支給する。
- 2 前項の給料支給日が休日（勤務時間等規程第10条までに掲げる休日をいう。以下この項において同じ。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、順次これを繰り上げる。
 - 3 第11条、第13条から第14条、第16条から第17条及び第27条に規定する手当は、当月分

を当該月の給料の支給日に支給する。

- 4 第15条及び第18条から第19条に規定する手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。
- 5 職員が勤務時間等規程第9条第1項の規定により指定された超過勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該超過勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する第4項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間等規程第9条第1項の規定により超過勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。
- 6 給与期間中給与支給日後において新たに職員となった場合又は職員が給与期間中給料支給日前において退職し、若しくは死亡した場合には、その際給料を支給する。

(給料支給日の特例)

第8条 理事長が特別の理由があると認めたときは、理事長の承認を得て、前条第1項の規定にかかわらず、給料支給日前において、給与期間の給料を繰り上げ、又は分割して支給することができる。ただし、その給与期間における未経過の勤務日数はこれを勤務したものとみなし、その勤務とみなした期間中において、第10条の規定により給与額を減額された場合には、これを返納させる。

- 2 法令の定めるところに従い、職員の請求によってその職員の給料を非常時払する場合においては、前項の規定は、これを適用しない。

(給料の支給)

第9条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、死亡の日の属する月の給料の全額を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給与期間の現日数から、勤務時間等規程第3条第1項及び第4条の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(給与の減額)

第10条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、勤務時間等規程第9条第1項、第10条、第11条又は第13条から第15条までの規定による超勤代休時間、休日、代休日又は休暇である場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務し

ない1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 障害のある者

3 第1項に規定する扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給の始期及び終期)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはその者が退職した日（退職の理由が死亡によるもの

であるときは、死亡した日の属する月）、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが

著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して37,000円の範囲内で理事長が別に定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（管理職手当）

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、理事長が別に定めるものについて、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 管理職手当の月額は、予算の範囲内で理事長が別に定める。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第15条 管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が別に定めるものが災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により次の各号に掲げる日又は時間に勤務をした場合（理事長が別に定める場合に限る。）は、当該職員には、当該各号に定める額の管理職員特別勤務手当を支給する。

- (1) 勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は勤務時間等規程第10条の規定による休日（勤務時間等規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）（次号において「週休日等」という。） 勤務1回につき、

10,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

- (2) 週休日等以外の日の午後10時から翌日午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって、正規の勤務時間以外の時間 勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

2 前項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第16条 自ら居住するための住宅に係る家賃等の住居費を負担する職員には、月額28,000円を超えない範囲内において住居手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、第27条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又は理事長が別に定める者が居住するための住宅を借り受けているものには、前項の住居手当のほか、同項に規定する月額の2分の1に相当する額を超えない範囲内において住居手当を支給する。

3 前2項の住居手当を支給される職員の範囲及び住居手当の月額その他住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第17条 職員が他の職員に比して著しい困難又は危険を含む職にあるとき、又は特殊な勤務に従事する場合において、その特殊な職に該当する給与を給料に組み入れることが適当でないと認めるときは、その勤務の特殊性に基づいて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第18条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務
(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条の規定に基づき休日の振替日を指定された職員には、当該勤務を命ぜられた休日における勤務に対する超過勤務手当は、支給しない
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条第1項及び第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(理事長が別に定める時間を除く。)を合計した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあっては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等規程第9条第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対して、当該時間1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあっては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する理事長が別に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあっては100分の50から第3項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給するこ

とを要しない。

(休日勤務手当)

第19条 勤務時間規程第10条の規定による休日（勤務時間等規程第11条の規定により特に勤務を命ぜられた場合の休日を除く。）又は勤務時間等規程第11条の規定による代休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 勤務時間等規程第11条の規定により、勤務時間規程第10条の規定による休日前に当該休日に代わる日を指定され、当該休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第18条及び第19条までの勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げるものの合算額に12を乗じ、その額を勤務日（正規の勤務時間を割り振られた日（勤務時間等規程第10条の規定による休日を除く。）をいう。）に割り振られた1年間の勤務時間として理事長が別に定めるもので除した額とする。

(1) 給料の月額

(2) 寒冷地手当の月額

(3) 理事長が別に定める方法により算定された特殊勤務手当の月額（以下「特勤手当月額」という。）

3 特勤手当月額は、理事長が別に定める特殊勤務手当を支給されるものであるときに限り、前項の合算額に算入するものとする。

(適用の除外)

第21条 第18条から第19条までの規定は、第14条第1項に規定する職にある者については適用しない。

(寒冷地手当)

第22条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基

準日」という。)において、現に在職する職員に対し、寒冷地手当を支給する。

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分	世帯主である職員	扶養親族のある職員	26,000円
		その他の世帯主である職員	14,500円
	その他の職員		9,800円

3 寒冷地手当の支給は、新たに職員となった場合においてはその者が職員となった日から開始し、寒冷地手当を受けている職員が退職した場合においてはその者が退職した日（退職の理由が死亡によるものであるときは、死亡した日の属する月）をもって終わる。

4 職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該職員の寒冷地手当の額は、第2項及び第28条第5項及び第6項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

(1) 基準日において第1項各号に掲げる職員並びに第28条第5項及び第6項に規定する職員のいずれにも該当しない職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの職員のいずれかに該当する職員となった場合

(2) 基準日において第1項各号に掲げる職員並びに第28条第5項及び第6項に規定する職員のいずれかに該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの職員のいずれにも該当しない職員となった場合

5 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日後の理事長が定める日(次条及び第25条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは就業規則第19条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員(第28条第8項の規定の適用を受ける職員を除く。)で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125 (一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で第14条第1項の規定による管理職手当を支給する職にあるもの(以下「幹部職員」という。)にあっては、100分の105)、12月に支給する場合には100分の127.5 (幹

部職員等にあっては、100分の107.5) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、もしくは就業規則第19条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは就業規則第19条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

4 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で理事長が別に定める者及び教育職給料表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の15（教育職給料表の適用を受ける職員については100分の20）を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（支給制限）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第19条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第19条第1項の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処

分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(一時差止め)

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。
- 3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を法人の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示された日から起算して2週間を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは就業規則第19条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員で、理事長の定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する職員の総額は、次項に定める額を超えてはならない。

3 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（幹部職員等にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（幹部職員等にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額とする。

4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

5 第23条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第26条第4項」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日

から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第26条第1項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（単身赴任手当）

第27条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、理事長が定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、100,000円を超えない範囲内において、理事長が別に定める。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（休職者の給与）

第28条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1項に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患その他理事長が別に定める疾病にかかり就業規則第16条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年6か月に達するまでは、これに給料の100分の100を、1年6か月を超える期間については100分の70を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、これに給料の100分の80を、1年を超える期間については100分の50を、2年を超える期間については100分の30をそれぞれ支給する。
- 4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料の100分の60を支給する。ただし、無罪と決定したときは、その休職期間中の給料の全額（既に支給されたものを控除する。）を一時に支給することができる。
- 5 第2項及び第3項に規定する職員に対して、その休職の期間中、扶養手当、住居手当、

期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100を支給する。

6 第4項に規定する職員に対して、その休職の期間中、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60を支給する。ただし、無罪と決定したときは、その休職期間中のこれらの手当の全額（既に支給されたものを控除する。）を一時に支給することができる。

7 就業規則第16条第1項第3号の規定により休職にされた職員に対する給与については、理事長が定める。

8 第2項、第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第23条第1項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは、「第28条第8項」と読み替えるものとする。

（給与からの控除）

第29条 別に法律で定めるもの及び労使協定に定めるものについては、職員に支給する給与から控除することができるものとする。

（給与の口座振替）

第30条 給与は、職員の申出により、その全額を口座振替の方法により支払うものとする。

（適用除外）

第31条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への釧路市職員の派遣等に関する条例（平成17年釧路市条例第53号）並びに釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例（昭和62年釧路公立大学事務組合条例第9号）の規定に基づき、釧路市又は釧路公立大学事務組合から法人に派遣される職員の第3条に規定する給与については、第4条から第28条までの規定にかかわらず、釧路市職員の例による。ただし、釧路市職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第65号）第30条第2項後段の規定の例による取扱いについては、この限りではない。

（委任）

第35条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）の施行日における職務の級及び号給は、施行日の前日において、釧路公立大学教員の給与に関する条例（昭和63年釧路公立大学事務組合条例第3号。以下「教員給与条例」という。）の規定によりその者の属していた職務の級及びその者が受けている号給（以下「施行日前級号給」という。）と同一（給与条例の適用を受ける職員であった場合に、施行日に昇格し、又は昇給することとなるものについては、施行日前級号給及び当該号給を受けていた期間等を、法人の職員としての級号給及び期間等とみなし、法人の規定を適用し昇格し、又は昇給した場合に得られる職務の級及び号給）とする。
 - 3 施行日の前日において、承継職員から、釧路公立大学事務組合に対してなされていいた給与の口座振替の申出は、特段の申出がない限り、施行日において当該承継職員から第30条の規定によりなされていたものとみなす。
 - 4 施行日の前に教員給与条例及び釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例（昭和62年釧路公立大学事務組合条例第9号）に基づく、釧路市職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第65号）の規定により認定されていた承継職員に係る扶養手当、通勤手当、管理職手当、住居手当及び単身赴任手当は、支給要件に係る事実に変更がない限り、この規程により認定されたものとみなす。
 - 5 釧路市又は釧路公立大学事務組合の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の給与等については、この規程の規定にかかわらず、職員となるため退職した日における釧路市又は釧路公立大学事務組合の職員としての給与等を基礎として理事長が別に定めることができるものとする。
- (民間住宅助成の大学基本負担の廃止)
- 6 第16条に規定する住宅手当に加え、この規程の施行日前に釧路公立大学事務組合時から予算措置として実施されていた教員が自ら釧路地域（釧路公立大学事務組合を構成する地方自治体の区域をいう。）に居住する民間住宅の家賃への一部負担（以下「民間住宅助成大学基本負担」という。）は、令和6年12月31日をもって廃止されたものである。ただし、民間住宅助成大学基本負担の廃止の際、現に民間住宅助成大学基本負担を受けている教員で支給要件

を満たしているものについては、なお、従前の例による。

附 則（令和5年12月26日法人規程第87号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公立大学法人釧路公立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内扱）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人釧路公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内扱とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年12月26日法人規程第89号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月8日法人規程第1号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公立大学法人釧路公立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内扱）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人釧路公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内扱とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年2月7日法人規程第3号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

- 2 この規程による施行日の前日において、給料表の適用を受けていた職員の施行日における

る号俸（以下「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が受けている号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて別表に定める号俸とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、この規程による改正後の給与規程（以下「第2条改正後給与規程」という。）第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 障害のある者」とあるのは「(5) 障害のある者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年12月22日法人規程第14号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公立大学法人釧路公立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内扱）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人釧路公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内扱とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表第1（第4項関係）

号俸の切替表（一般職給料表）

附則別表第2（第4項関係）

号俸の切替表（教育職給料表）

別表第1（第4条関係）

一般職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	給料月額						

1	195,800 円	242,000 円	276,300 円	309,800 円	332,600 円	366,800 円	420,700 円
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400

31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	

61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300		
87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600		
88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800		
89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000		
90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300		

91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600		
92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800		
93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000		
94		308,000	358,400	400,200			
95		308,300	358,800	400,600			
96		308,700	359,100	401,000			
97		308,900	359,400	401,300			
98		309,200	359,800	401,800			
99		309,500	360,200	402,200			
100		309,900	360,600	402,600			
101		310,100	361,100	402,900			
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					

121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 275,700	円 354,200	円 408,200	円 475,300	円 580,500
2	277,900	355,800	409,800	484,100	587,500
3	280,000	357,400	411,100	492,700	593,300
4	281,900	358,900	412,300	501,100	598,200
5	283,700	360,400	413,500	509,500	602,100
6	285,200	362,000	414,500	517,500	605,000
7	286,700	363,600	415,500	525,000	607,200
8	288,200	365,100	416,400	532,200	609,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100	
10	291,900	368,500	418,300	545,000	
11	293,700	370,500	419,400	549,600	
12	295,600	372,400	420,500	553,000	
13	297,600	374,200	421,500	556,400	
14	299,600	375,800	422,600	559,500	
15	301,600	377,400	423,600	562,400	
16	303,600	378,800	424,600	564,900	
17	305,500	380,100	425,600	567,000	
18	308,000	381,600	426,700		
19	310,700	382,800	427,800		
20	313,300	384,100	428,900		
21	315,900	385,400	429,900		

22	318,300	386,600	431,000	
23	320,700	387,800	432,100	
24	322,900	388,900	433,200	
25	325,100	390,000	434,100	
26	327,100	391,300	435,200	
27	329,100	392,600	436,200	
28	331,100	393,900	437,200	
29	333,100	395,100	438,100	
30	335,000	396,400	439,200	
31	336,900	397,700	440,200	
32	338,800	398,900	441,300	
33	340,600	400,100	442,300	
34	342,500	401,300	443,500	
35	344,400	402,500	444,600	
36	346,300	403,600	445,800	
37	348,000	404,600	446,500	
38	349,200	405,800	447,400	
39	350,300	406,900	448,300	
40	351,300	407,900	449,100	
41	351,800	409,000	449,900	
42	352,200	410,200	450,800	
43	352,600	411,300	451,600	
44	352,900	412,400	452,300	
45	353,400	413,300	453,000	
46	353,900	414,300	453,900	
47	354,400	415,300	454,800	
48	354,700	416,200	455,700	
49	355,000	417,400	456,600	
50	355,300	418,700	457,500	
51	355,600	420,100	458,500	
52	355,900	421,400	459,400	

53	356,300	422,200	460,400	
54	356,600	423,200	461,400	
55	357,000	424,200	462,300	
56	357,300	425,300	463,300	
57	357,600	426,200	464,200	
58	358,000	426,900	465,100	
59	358,300	427,700	466,000	
60	358,700	428,400	467,000	
61	359,000	429,100	467,800	
62	359,300	429,900	468,200	
63	359,700	430,700	468,800	
64	360,000	431,300	469,400	
65	360,300	431,900	470,000	
66	360,700	432,200	470,700	
67	361,000	432,500	471,000	
68	361,400	432,800	471,600	
69	361,800	433,100	472,000	
70	362,100	433,400	472,300	
71	362,500	433,600	472,600	
72	362,900	433,900	472,900	
73	363,200	434,100	473,200	
74	363,600	434,300		
75	364,000	434,600		
76	364,400	434,900		
77	364,700	435,100		
78	365,100	435,300		
79	365,500	435,600		
80	366,000	435,900		
81	366,500	436,100		
82	367,100	436,300		
83	367,800	436,600		

84	368,400	436,900		
85	369,000	437,100		
86	369,600	437,400		
87	370,200	437,700		
88	370,800	437,900		
89	371,300	438,100		
90	371,700	438,400		
91	372,000	438,700		
92	372,400	438,900		
93	372,800	439,100		
94	373,200			
95	373,600			
96	374,000			
97	374,600			
98	375,100			
99	375,500			
100	376,000			
101	376,400			
102	376,900			
103	377,200			
104	377,500			
105	378,000			
106	378,400			
107	378,900			
108	379,400			
109	379,800			
110	380,300			
111	380,700			
112	381,100			
113	381,500			
114	381,900			

115	382,300				
116	382,700				
117	383,100				
118	383,500				
119	383,900				
120	384,300				
121	384,600				
122	385,000				
123	385,400				
124	385,700				
125	386,100				
126	386,600				
127	387,100				
128	387,500				
129	387,900				